

会員各位

規約改定の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまで本会では学校現場の様々なご意見、ご要望を詳しくお聞きし、より良い共済事業を提供できるよう検討を重ねて参りました。昨年度定時総会において規約の改定が承認され、行政庁から認可を受けました。

つきましては、以下の改定内容の通り、2026年4月1日付で実施いたします。

敬 具

記

改定内容

- (1) 共済金及び日本スポーツ振興センター共済給付金水準（免責額）の改定
同一障害にかかる、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付額が3万円以上の場合に負傷共済金を支払う。
- (2) 死亡共済金の改定
生徒傷害の場合、250万円共済金を支払う。但し、突然死、登下校中の死亡については125万円とする。
- (3) 表彰について改定
安全教育に努力しその成果が顕著であった学校に対し表彰する。

今後とも、本会は被共済者の皆様の安全・安心、健康を願い、より良い共済事業の提案と情報提供を行ってまいります。

本会事務局連絡先

(一社) 沖縄県高等学校安全振興会事務局

〒900-0014 那覇市松尾 1-6-1

教職員共済会館「八汐荘」3F

TEL : 098-866-6420 FAX : 098-866-6429

E-mail : okianzen@isp.okinawa.jp

変更箇所記載書

① 共済約款第 5 条

共済約款第 5 条 新旧対照表		
内容： 死亡共済金の改定		
新	旧	
<p>(死亡共済金の支払)</p> <p>第 5 条 当会は、被共済者が～(省略)</p> <p>① 生徒の傷害の場合</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>250万円</u>を支払います。但し、突然死、登下校中の死亡については<u>125万円</u>とします。</p> <p>② (以下略)</p>	<p>(死亡共済金の支払)</p> <p>第 5 条 当会は、被共済者が～(省略)</p> <p>① 生徒の傷害の場合</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>500万円</u>を支払います。但し、突然死、登下校中の死亡については<u>250万円</u>とします。</p> <p>② (以下略)</p>	変更 変更

これに伴い、事業方法書第 4 条（共済事業の種類及び被共催者の範囲）表中の共済金額欄数値も変更になる（下表）。

② 共済約款第 6 条の後遺障害共済金の支払いに関して、事業方法書にある別表第 1 に定める額の改定（下表）。

③ 共済約款第 7 条

共済約款第 7 条 新旧対照表		
内容： 共済金及び振興センター共済給付金水準(免責額)の改定		
新	旧	
<p>(負傷共済金の支払)</p> <p>第 7 条 当会は、被共済者が～(省略)</p> <p>(1) 生徒の傷害の場合</p> <p>① 同一の傷害にかかる、スポーツ振興センターの災害共済給付額が<u>3万円</u>以上の場合。</p>	<p>(負傷共済金の支払)</p> <p>第 7 条 当会は、被共済者が～(省略)</p> <p>(1) 生徒の傷害の場合</p> <p>① 同一の傷害にかかる、スポーツ振興センターの災害共済給付額が<u>5万円</u>以上の場合。</p>	変更

<p>スポーツ振興センターの災害給付額× 20%=負傷共済金の額 ただし、20万円を限度とします。</p> <p>② 同一の傷害にかかる、医療保険並の療養に要する費用の額の40%の金額が<u>3万円</u>以上の場合。医療保険並の療養に要する費用の額×40%×20%=負債共済金の額 ただし、20万円を限度とします。</p> <p>(2) (以下略)</p>	<p>スポーツ振興センターの災害給付額× 20%=負傷共済金の額 ただし、20万円を限度とします。</p> <p>② 同一の傷害にかかる、医療保険並の療養に要する費用の額の40%の金額が<u>5万円</u>以上の場合。医療保険並の療養に要する費用の額×40%×20%=負債共済金の額 ただし、20万円を限度とします。</p> <p>(2) (以下略)</p>	<p>変更</p>
---	---	-----------

これに伴い、事業方法書第4条（共済事業の種類及び被共催者の範囲）表中の共済金額欄数値も変更になる（下表）。

④ 共済約款第28条

共済約款第28条 新旧対照表		
内容： 表彰について改定		
新	旧	
<p>(表彰) 第28条 安全教育に努力しその成果が顕著であった学校に対し表彰します。 (以下略)</p>	<p>(表彰) 第28条 <u>3年度以上の期間において、</u>安全教育に努力しその成果が顕著であった学校に対し表彰し、<u>記念品を贈ります。</u> (以下略)</p>	<p>変更</p>
<p>附則 3 この規定は、令和8年4月1日から一部改正施行する。</p>		<p>追加</p>

事業方法書第4条（共済事業の種類及び被共催者の範囲）

第4条 当会が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償内容、被共済者の範囲、共済金額は以下のとおりとする。

※令和8年4月1日以降の災害については下表のとおりとし、それ以前の災害については当該年度の補償内容及び共済金額となる。

共済金の区分	共済金額	
	新	旧
④～⑥、⑨省略 香料・見舞金略		
①死亡共済金	<u>250万円</u> 但し、突然死、登下校中の死亡については <u>125万円</u>	<u>500万円</u> 但し、突然死、登下校中の死亡については <u>250万円</u>
②死亡共済金	<u>250万円</u> 但し、突然死、登下校中の死亡については <u>125万円</u>	<u>500万円</u> 但し、突然死、登下校中の死亡については <u>250万円</u>
⑦負傷共済金	同一の災害についてスポーツ振興センターの災害共済給付額が <u>3万円</u> 以上の負傷についてその給付額の10分の2の金額 (限度額20万円)	同一の災害についてスポーツ振興センターの災害共済給付額が <u>5万円</u> 以上の負傷についてその給付額の10分の2の金額 (限度額20万円)
⑧負傷共済金	同一の災害について医療保険並の療養に要する費用の額の10分の4の金額が <u>3万円</u> 以上の負傷についてその額の10分の2の金額 (限度額20万円)	同一の災害について医療保険並の療養に要する費用の額の10分の4の金額が <u>5万円</u> 以上の負傷についてその額の10分の2の金額 (限度額20万円)

別表1 (後遺障害共済金) 新

(単位：円)

1級	3,800,000	5級	1,730,000	9級	570,000	13級	150,000
2級	3,420,000	6級	1,440,000	10級	410,000	14級	90,000
3級	2,990,000	7級	1,210,000	11級	300,000		
4級	2,080,000	8級	710,000	12級	220,000		

別表1 (後遺障害共済金) 旧

(単位：円)

1級	6,410,000	5級	2,910,000	9級	920,000	13級	230,000
2級	5,710,000	6級	2,400,000	10級	670,000	14級	130,000
3級	4,980,000	7級	2,010,000	11級	500,000		
4級	3,270,000	8級	1,170,000	12級	350,000		